

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第42号

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<b>第1条</b> 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、 <u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）</u> の定めるところにより経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）及び沿岸漁業改善資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号。以下「政令」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省令第1号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業	<b>第1条</b> 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）及び <u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）</u> の定めるところにより経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号。以下「政令」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び <u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農</u>

省・環境省令第1号)、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)、みどりの食料システム法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令(令和4年政令第229号)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則(令和4年農林水産省令第42号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付資格の認定)

**第3条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以下「借受希望者」という。)は、貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに法第7条第1項(法第12条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「貸付資格の認定」という。)の可否を決定するものとする。

3 知事は、貸付資格の認定を行うと決定したときは、貸付資格認定書(以下「認定書」という。)を借受希望者に交付するとともに、その旨を、当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)の長及び東日本信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)の長(第16条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、信漁連の長)に通知するものとする。

4 知事は、貸付資格の認定を行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長(第16条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者)に通知するものとする。

(連帯保証人)

**第4条** 県が行う法第3条第1項の貸付け(以下「県による貸付け」という。)を受けようとする借受希望者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 (略)

3 県による貸付けを受けようとする借受希望者が

林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付資格の認定等の申請)

**第3条** 貸付けを受けようとするもの(以下「借受希望者」という。)は、貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)及び貸付申請書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(連帯保証人)

**第4条** 借受希望者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 (略)

3 借受希望者が団体である場合には、その構成員

団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによつて受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）を当該団体の連帯保証人としなければならない。

（県による貸付けの手続）

**第5条** 県による貸付けを受けようとする借受希望者は、貸付申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに県による貸付けの可否を決定するものとする。

3 知事は、県による貸付けを行うと決定したときは、貸付決定通知書を借受希望者に交付するとともに、その旨を、当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長及び信漁連の長（第16条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、信漁連の長）に通知するものとする。

4 知事は、県による貸付けを行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長（第16条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者）に通知するものとする。

（借用証書）

**第6条** 借受希望者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、借用証書を知事に提出しなければならない。

（融資機関による貸付けの手続）

**第7条** 融資機関が行う法第3条第2項の貸付け（以下「融資機関による貸付け」という。）を受けようとする借受希望者は、貸付申請書に認定書又は認定申請書の写しを添えて、融資機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の規定による申請については、貸付資格の認定を受けていることを確認したときは、速やかに貸付決定通知書を借受希望者に交付するものとする。

3 借受希望者は、前項の規定による通知を受けたときは、借用証書を融資機関に提出しなければならない。

（県貸付金の貸付けの手続）

のうち当該借受けによつて受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）を当該団体の連帯保証人としなければならない。

（貸付資格の認定等の決定）

**第5条** 知事は、第3条の規定により認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに法第7条第1項の認定及び貸付けの可否を決定するものとする。

2 知事は、法第7条第1項の認定及び貸付けを行うと決定したときは、貸付資格認定書及び貸付決定通知書を借受希望者に交付するとともに、その旨を、当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）の長及び東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書及び貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、信漁連の長）に通知するものとする。

3 知事は、法第7条第1項の認定及び貸付けを行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書及び貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者）に通知するものとする。

（借用証書）

**第6条** 借受希望者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、借用証書を知事に提出しなければならない。

**第8条** 県が行う法第3条第2項の貸付け(以下「県貸付金の貸付け」という。)を受けようとする融資機関は、県貸付金貸付申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに県貸付金の貸付けの可否を決定するものとする。この場合において、知事は、県貸付金の貸付けを行うと決定したときは県貸付金貸付決定通知書を融資機関に交付し、県貸付金の貸付けを行わないと決定したときはその旨を融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受ける際に、県貸付金借用証書を知事に提出するものとする。

4 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けたときは、速やかに、借受希望者に対し沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。

(県貸付金の貸付けの条件)

**第9条** 融資機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

2 融資機関は、県貸付金の貸付けに係る資金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(貸付資格の認定等の取消し)

**第10条** 知事は、借受希望者又は沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)が第3条各号に規定する計画を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、貸付資格の認定を取り消し、貸付資格認定取消書によりその旨を借受希望者又は借受者に通知するものとする。

2 知事又は融資機関は、前項に規定する場合のほか、借受希望者が、第5条第3項又は第7条第2項の規定による貸付決定通知書の交付を受けた日から30日以内に借用証書を提出しないときは、当該貸付けの決定を取り消すものとする。

(償還金の支払猶予)

**第11条** 借受者が、法第10条(法第12条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診

(貸付資格の認定等の取消し)

**第7条** 知事は、借受希望者又は貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)が第3条各号に規定する計画を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、法第7条第1項の認定を取り消し、貸付資格認定取消書によりその旨を借受希望者又は借受者に通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受希望者が、第5条第2項の規定による貸付決定通知書の交付を受けた日から30日以内に借用証書を提出しないときは、当該貸付けの決定を取り消すものとする。

(償還金の支払猶予)

**第8条** 借受者が、法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診断書を添えて別に定める期日までに、知事に提出しな

断書を添えて別に定める期日までに、県による貸付けを受けている場合にあつては知事に、融資機関による貸付けを受けている場合にあつては融資機関に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 第5条第2項から第4項までの規定は、償還金の支払の猶予について準用する。

3 融資機関は、政令第8条第3項の規定によりみなして適用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項第5号の規定による履行期限の延長を受けようとするときは、県貸付金支払猶予申請書に、第1項の規定により融資機関に提出された支払猶予申請書の写しを添えて、知事に提出するものとする。

(事業計画の変更)

第12条 (略)

2 第3条第2項から第4項までの規定は、事業計画の変更について準用する。

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

(書類の経由)

第16条 この規則の規定により知事又は融資機関に提出する書類は、当該書類を提出するものの住所をその地区内に含む漁協を経由して提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、書類を漁協を経由して提出することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

(様式)

第17条 第3条第1項の認定申請書及び事業計画書、同条第3項の認定書、第5条第1項及び第7条第1項の貸付申請書、第5条第3項及び第7条第2項の貸付決定通知書、第6条の借用証書、第8条第1項の県貸付金貸付申請書、同条第2項の県貸付金貸付決定通知書、同条第3項の県貸付金借用証書、第10条第1項の貸付資格認定取消書、第11条第1項の支払猶予申請書、同条第3項の県貸付金支払猶予申請書、第12条第1項の事業計画変更承認申請書並びに第13条の事業完了報告書の様式は、別に定めるものとする。

第18条 (略)

なければならない。

(1)・(2) (略)

2 第5条の規定は、償還金の支払の猶予について準用する。

(事業計画の変更)

第9条 (略)

2 第5条の規定は、事業計画の変更について準用する。

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

(書類の経由)

第13条 この規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出するものの住所地をその地区内に含む漁協を経由して提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、書類を漁協を経由して提出することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

(様式)

第14条 第3条の認定申請書、貸付申請書及び事業計画書、第5条第2項の貸付資格認定書及び貸付決定通知書、第6条の借用証書、第7条第1項の貸付資格認定取消書、第8条第1項の支払猶予申請書、第9条第1項の事業計画変更承認申請書並びに第10条の事業完了報告書の様式は、別に定めるものとする。

第15条 (略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。